

大豆一筆方式



加入

5a以上作付している農家が加入できます。
加入は作付しているすべての耕地を申込みしていただきます。

通常の播種期から遅れて播種されたものや、作付基準にない栽培方法を行っている耕地については、引受できないことがあります。

補償期間

発芽期から収穫する時期（圃場乾燥中を含む）までの期間です。

共済掛金

共済金額に共済掛金率を乗じた金額で、掛金の55%を国が負担します。

農家負担掛金 = 共済金額 × 掛金率 - 国の負担額

- ※共済金額……共済事故により損害が生じたとき支払われる共済金の最高限度額のことです。
- ※掛金率……その地域の過去の被害実績により定められています。
- ※農家負担掛金の納入にあたっては、掛金のほかに事務賦課金がかかります。

共済金額 = 単位当たり共済金額 × 基準収穫量 × 補償割合 (70%)

- ※単位当たり共済金額……1kg当たりの共済金額（補償額）のことです。
(経営所得安定対策交付申請者303円/交付申請者以外114円)

対象となる災害

風水害をはじめとする自然災害や病虫害、鳥獣害、地震、火災などが支払の対象となります。



共済金の支払

実測調査を行い、耕地ごとの減収量はその耕地の基準収穫量の3割を超える被害があった場合に共済金が支払われます。

《例》Aさん（経営所得安定対策交付申請者）は10aの耕地（基準収穫量 200kg）を4筆加入して3筆被害を受けた。見込み収穫量が耕地①が110kg、耕地②が100kg、耕地③が60kgであった。耕地④は220kgで無被害であった。

共済減収量 = 基準収穫量 × 70% - 見込み収穫量

耕地① 30kg = (200kg × 70%) - 110kg
 耕地② 40kg = (200kg × 70%) - 100kg
 耕地③ 80kg = (200kg × 70%) - 60kg

支払共済金 = 共済減収量 × 単位当たり共済金額

45,450円 = (30kg + 40kg + 80kg) × 303円

Aさんの
支払共済金は
45,450円
となります。